

災害時における避難所等としての施設使用等に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と会計検査院（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として、甲が乙の管理する施設（以下「施設」という。）を使用することに関して必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（施設）

第1条 この協定における施設は、群馬県安中市嶺38-1に所在する会計検査院安中研修所（以下「研修所」という。）の次に掲げる施設とする。

(1) グラウンド(6,710㎡)

(2) 体育館(RC造 2階建、建面積736㎡)

(3) 前各号以外の研修所の施設

2 前項第1号に定めるグラウンドは、調整池としての機能を有するため、浸水し、又は浸水するおそれがある場合は使用できないものとする。

（使用用途）

第2条 この協定に基づく施設の利用は、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定に基づき指定した指定緊急避難場所（以下「指定緊急避難場所」という。）及び同法第49条の7の規定に基づき指定した指定避難所（以下「指定避難所」という。）を補完するための施設として使用することを基本とする。

（使用の申請等）

第3条 甲は、災害時において、避難する地域住民等（以下「避難者」という。）を受け入れるに当たっては、指定緊急避難場所及び指定避難所に受け入れることを原則とする。

2 甲は、収容能力の不足その他の理由により、避難者を指定緊急避難場所及び指定避難所に受け入れることが困難であり、避難所等として第1条第1項に規定する施設を使用しようとするときは、乙に施設の使用の申請を行うものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき申請を行うときは、「国有財産使用許可申請書」（別紙第1号書式）（以下「申請書」という。）を乙に提出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するため申請書を提出するいとまがないときは、電話その他適当な方法により、乙に同項の申請を行うことができる。この場合において、甲は、できる限り速やかに、乙に申請書を提出するものとする。

5 申請書に記載する施設の使用を求める期間は、7日間以内とする。

6 災害の状況により施設の使用を求める期間を延長する必要があるときは、甲は乙に対して、申請書を改めて提出するものとする。この場合の施設の使用を求める期間は、7日間単位とする。

（安全性の確認等）

第4条 甲は、前条の規定に基づく申請（同条第4項の場合にあつては、同行前段の申請をいい、同条第6項の規定に基づく申請を除く。以下この条において同じ。）を行った後、速やかに、当該申請に係る施設の避難所としての安全性を確認し、その結果について乙に報告するものとする。

2 前項に規定する安全性を確認するため、甲の職員が施設に立ち入るときに必要となる研修所の東側通用門の開門及び施錠は、第16条の規定により貸与した鍵を利用して甲の職員が、又は乙の職員がこれを行うものとする。

- 3 乙は、前項に規定するもののほか、研修所における研修その他の業務に支障がない限り、第1項の安全性の確認に必要な協力をを行うものとする。
- 4 甲は、第1項の規定に基づき安全性を確認した結果、申請に係る施設の避難所としての安全性が確保されていないと認めるときは、対象とすべき施設の見直しその他必要な検討等を行い、その結果に基づき、申請の変更又は申請の取下げを行うものとする。
- 5 甲は、前項の規定に基づき申請の変更又は申請の取下げを行おうとするときは、その旨を乙に報告し、乙からの指示に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前項の申請の変更があったときは、第1項から第3項までの規定を準用する。

(使用の許可)

第5条 乙は、甲から第3条の規定により申請(同条第4項の場合にあっては、同項後段の申請者による申請をいい、前条第5項の申請の変更があったときは、当該申請の変更をいう。以下この条において同じ。)を受けたときは、当該申請に係る施設について甲が前条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく安全性を確認した後、当該申請に係る施設の使用に関して、研修所の研修その他の業務に支障がない限り、速やかに、許可するものとする。ただし、第3条第6項の申請の場合にあっては、当該確認を要しない。

- 2 乙は、前項の許可を行うときは、「国有財産使用許可書」(別紙第2号様式)(以下「許可書」という。)を甲に交付するものとする。この場合において、申請者(申請の変更があったときは、当該変更の申請者)に記載された施設に第1条第1項第3号の施設が含まれているときは、許可書において使用を許可する施設の範囲を明示するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、甲から第3条第4項前段の申請を受け、直ちに施設の使用を求められた場合には、当該申請に係る施設について甲が前条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく安全性を確認した後、当該申請に係る施設の使用に関して、研修所の研修その他の業務に支障がない限り、電話その他適当な方法により、甲に施設の使用の許可を行うものとする。この場合において、乙は、甲から申請書が提出され次第、できる限り速やかに、甲に許可書を交付するものとする。
- 4 乙は、施設の使用を許可するに当たっては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とするものとする。

(許可の取消し又は変更等)

第6条 乙は、次号の各号に該当するときは、前条の許可を取り消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償を行わないものとする。

(1) 乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき

(2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

(自主避難者への対応)

第7条 乙の職員は、災害時において、甲が第5条第2項の許可書の交付を受け、又は同条第3項前段の許可を受けて使用を許可された施設(以下「避難所等施設」という。)に避難者を受け入れる前に、自己の判断で研修所に避難してきた地域住民等(以下「自主避難者」という。)を現認した場合は、甲に対しその旨を通報するものとする

- 2 甲は、乙から通報を受けた場合は、速やかに甲の職員を派遣するなどして、受入れ可能な指定緊急避難場所等を自主避難者に伝え、当該指定緊急避難場所等への避難を促すものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 研修所内において避難者（自主避難者を除く。）に係る事故等が発生した場合における管理運営上の責任は、全て甲が負うものとし、乙は一切その責任を負わないものとする。

2 乙は、自主避難者が研修所に避難した際に、研修所内において当該自主避難者に係る事故等が発生した場合における管理運営上の責任を一切負わないものとする。

（善管注意義務）

第9条 甲は、避難所等施設を、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

（避難所当施設の管理運営等）

第10条 避難所等施設の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その管理運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、避難所等施設の管理運営への協力を乙に求めることができるものとし、乙は、研修所における研修その他の業務に支障がない限り、これに協力するものとする。

3 甲は、避難者に対して、避難所等施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起するものとする。

4 甲は、避難所等施設の使用によって、施設が損壊した場合は、乙に対して、速やかに届け出るものとする。

（協力体制）

第11条 甲は、第4条第3項に規定する安全性の確認への協力及び前条第2項に規定する避難所等施設の管理運営への協力等について、乙とその内容を協議し、あらかじめ乙との協力体制を明らかにしておくものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、避難所等施設の使用を終了するときは、甲の責任と負担において施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（避難所等施設の使用の解消への努力）

第13条 甲は、乙の研修所における研修その他の業務に配慮し、早期に避難所等施設の使用を終了することができるように努めるものとする。

（災害備蓄物資及び資機材の備蓄等）

第14条 甲が、災害時に施設を避難所等として使用するために必要となる最小限の災害備蓄物資及び資機材をあらかじめ施設に備蓄する必要があると認める場合は、甲及び乙は、備蓄場所その他必要な事項について協議した上で、別途定めるものとする。

（連絡体制）

第15条 甲及び乙は、担当者の緊急時連絡先等を記載した「担当者名簿」を作成し、これを随時更新し、災害時に、速やかに相互に連絡が取れるようにするものとする。

（鍵の貸与等）

第16条 乙は、災害時において、この協定に定める事項を円滑に推進するため、この協定の有効期間中、第1条第1項第2号の体育館の北東入口の鍵及び東側通用門の門扉の鍵を甲に2組貸与するものとする。

2 甲は、乙から貸与された鍵を甲の総務部危機管理課において保管・管理させるものとし、第三者に鍵の保管・管理を委任してはならない。

3 甲は、乙から貸与された鍵の保管責任者を「鍵保管責任者名簿」により乙に通知するものとする。また、保管責任者に変更があった場合には、その都度速やかに「鍵保管責任者名簿」により乙に通知するものとする。

4 保管責任者は、乙から貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとする。

5 保管責任者は、貸与された鍵を複製してはならない。

6 甲は、乙から貸与された鍵について、紛失、破損その他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに乙に報告するとともに、当該事故により乙が損害を被った場合には、その損害を賠償するものとする。

(施設変更等の通知)

第17条 乙は、第1条第1項の施設について、増改築等によりその面積、構造等に変更が生ずるとき、又は避難所等としての使用が不可能となるときには、事前に甲に通知するものとする。

(訓練の実施)

第18条 甲が施設において避難所開設訓練等の訓練を実施することが必要であると認めるときは、乙は、研修所における研修その他の業務に支障のない範囲で甲が実施する当該訓練に協力するものとし、甲は、乙の研修所における研修その他の業務に支障を来さないように十分配慮して当該訓練を実施するものとする。

(研修所への入構箇所等の周知)

第19条 甲は、災害時に備え、研修所への入構箇所等を、地域住民等に周知するものとする。

(解約)

第20条 乙は、施設の適切な利用の確保その他の特別な事情がある場合には、次条の規定にかかわらず、いつでもこの協定を解約することができる。

(有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間の同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第22条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月5日

甲 群馬県安中市安中1-23-13

安中市

安中市長

乙 東京都千代田区霞が関3-2-2

会計検査院事務総長官房

会計課長